

令和4年2月22日

保護者 各位

ながらこども園  
園長 川嶋 静雄

### 新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

日頃より園における感染症対策にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、国の新型コロナウイルス感染症対策本部よりオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策が示され、**新たに子どものマスクの着用に関する内容が追加されました。**園ではこれまでWHOや日本小児科医会の見解を参考に3歳以上児(令和4年1月からは2歳以上児)は原則マスクを着用するようお願いしていましたが、今後は**今回国から示された留意点(裏面参照)に沿って対応いたしますのでご確認ください。**

また、園における感染拡大防止のための留意点および感染者が発生した場合の対応について、**最新の情報をもとに下記のとおりお知らせいたします**ので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、下記の内容は乳幼児の特性を踏まえ園からお願いするものであり、学校等における感染症対策とは異なる場合がありますのでご注意ください。

### 記

#### 1. マスクの着用について

- (1) マスクの着用が無理なく可能と判断されるお子さんは、可能な範囲で、一時的にマスクの着用をお願いします。
- (2) マスクを着用されているお子さんについては、これまでと同様に体調の変化に注意し、気温や湿度、暑さ指数が高い日、外遊び等、身体活動を行う場合、午睡時、息苦しさを感している等、マスクの着用が困難であると判断した場合にはマスクを外させていただきます。
- (3) 2歳未満のお子さんは着用を奨められていません。保護者の判断で着用される場合は、(2)と同様に対応いたします。

#### 2. 感染拡大防止のための留意点

- (1) 登園前に必ず体調チェック、体温測定を行い、健康管理カード(たんぽぽ組は連絡帳)に記入して登園時に提出してください。
- (2) 同居のご家族も検温を行い、体調に変わったことがあればお知らせください。
- (3) 登園前までに症状が治まった場合や週末中も含め、体調に変わったことがありましたらお知らせください。
- (4) 登降園時、保護者はマスクを着用し、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は、園舎への立ち入りをお控えください。(インターホンでお知らせください。)

(5) 次の場合は登園を控えてください。

① お子さんまたは同居するご家族に発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合。

※呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。登園時に受診状況をお知らせください。

※喘息やアレルギー性鼻炎(花粉症)等と診断されているおさんは、通院状況をお知らせください。

② 解熱後24時間以上経過していない場合。

③ お子さんまたは同居するご家族に症状がありPCR検査を受ける場合。

④ お子さんまたは同居するご家族が陽性あるいは濃厚接触者に特定された場合。

・濃厚接触者の特定に時間を要する場合も、その間は登園を控えてください。

・濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日(陽性者との接触等)から7日間(8日目解除)です。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等の感染対策が求められます。

・同居者が陽性になり濃厚接触者になった場合の待機期間は、陽性者の発症日または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)となります。ただし、同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算します。

・同居するご家族が濃厚接触者に特定された場合も、待機期間中はお子さんの登園は控えてください。

(6) 上記(5)の③④に該当する場合は、速やかに園までご連絡ください。

(7) ご家庭におかれましても、手洗い、アルコール消毒、咳エチケット等についてお子さんに指導していただき、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。また、地域の感染状況を確認し、県からの協力要請に従い対応してください。

### 3. 感染者が発生した場合の対応について

(1) お子さんや園の職員に感染者が発生した場合、保健所の指導のもと濃厚接触者の特定やPCR検査、施設の消毒が行われます。その間は臨時休園または学級閉鎖になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 園で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定は、通常、保健所が行いますが、保健所による積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行うことができない場合、感染者が属する学級の全ての者を濃厚接触者の候補者として保健所と協議し対応を進めますので、あらかじめご了承ください。

(3) 感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。根拠がない不確実な情報に惑わされることがないように、冷静な対応をお願いいたします。

## 参考

厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる QA について(第十三報)(令和4年2月15日現在)より 抜粋

問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

○子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められません。2歳以上の場合で、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようお願いします。(なお、WHO は5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)(※1～3)

○感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります(※4)。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでは透明マスクの活用が考えられるほか、フェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低いことに留意し、子どもとの距離や声量に配慮すること慮することなどが必要とされている点に留意してください。(※5)

(※1) WHO による子どものマスク着用に関する Q&A Coronavirus disease (COVID-19):Children and masks)

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/q-a-children-and-masks-related-to-covid-19>

(※2) 日本小児科医会ホームページ「保護者の皆様へ～2歳未満の子どもにマスクは不要、むしろ危険！」

[https://www.jpa-web.org/dcms\\_media/other/2saimiman\\_qanda20200609.pdf](https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/2saimiman_qanda20200609.pdf)

(※3) 日本小児科学会ホームページ(子どもおよび子どもにかかわる業務従事者のマスク着用の考え方)

[http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=128](http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=128)

(※4) 通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する Q&A (厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」)

[http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child\\_welfare\\_facility/d06\\_pdf02.pdf](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf)

(※5)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)第2章3. 集団感染のリスクへの対応(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)「(参考)透明マスクの活用について」、「(参考)フェイスシールド・マウスシールドについて」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

(参考)マスクに関する一般的な取扱いについては、「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1))や同Q&Aの参考にある「マスクの効果について」([https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask\\_kouka\\_20201215.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf))等を参考にしてください。

問 24 保育所等で子どもにマスクの着用を推奨することになった理由は何か。また、実際の運用に当たって、具体的にはどのようなことに留意すべきか。

- 保育所等における子どもへのマスク着用に関する基本的な取扱いについては、問 18 のとおりですが、オミクロン株の感染拡大により、保育所等において、子どもや保育士等の職員の感染が広がっている中で、保育所等には開所を原則とするようお願いをしているなか、子どもや保育士等の感染をできる限り防ぐ観点から、様々な感染対策を一段強化することをお願いするものであり、子どものマスクの着用も、その一環として、無理のない範囲で、かつ、一時的な対応として、マスクの着用が可能と判断される子どもに奨めるようお願いするものです。
- 幼児の発育状況等には個人差が大きいことから、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、マスクの着用を奨めることとしてください。
- 「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となります。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようにお願いします。
- 2歳未満の子どもは、引き続き、着用させないようにお願いします。また、たとえ2歳以上であっても、低年齢児の子などについては特に慎重な対応が求められることから、運用が難しいと考えられる状況であれば、マスク着用を奨めないでください。
- マスクの着用を奨める場面としては、例えば、室内で保育を行う場合で、子どもたちの密集が避けられないような場面が考えられます。運用上、子どもに目が届くような場面に限ってマスク着用を奨めるようにお願いします。屋外で保育を行う場合は、子どもが体を動かすことが多いことなども踏まえ、着用を奨めないようにすることが考えられます。
- 子どもがマスクを着用している間は、保育士等は、それぞれの子どもについて、以下の点に留意していただくよう、特に注意をお願いします。
  - ・正しくマスクを着用しているかどうかに注意を向けるよりも、子どもが息苦しくないか、嘔吐していないか、口の中に異物が入っていないかなどの体調変化について、十分注意し、随時確認していただくこと。
  - ・本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はなく、マスクを取り外すこと。例えば、子どもがふざけてマスクを取り外したような場合でも、無理に着用を求める必要はありません。
- 特に、保育所等の施設側の意向として、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスクの着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことがないよう、子どもや保護者の意向に沿って着用を奨めることとし、決してその意向に反して着用を無理強いすることがないようにお願いします。
- 本取扱いは、オミクロン株が感染拡大している時期における一時的な措置であり、それぞれの地域の感染状況等に応じて、施設の設置者が必要ないと認める場合には、問 18 のとおりとなります。